

〈専任研究員〉

明治初期の郡界地引絵図について

—絵図が語る明治初期の地租改正と村の分合—

牛 尾 洋 也*

1 はじめに

ここに、次ページの滋賀県東近江市永源寺地区から発見された一枚の絵図の写真データがある。

本稿は、この絵図を中心に、関連する文献資料を手掛かりに絵図の意味を探り、明治初期に行われた地租改正にあたり地域がいかなる問題に直面し対応をしていたのか検討し、今日の地域の地



* 龍谷大学法学部 教授

域性と課題について示唆をえようとするものである。

2 絵図の特徴

まず、当該絵図面の特徴を把握する。

(1) 表紙、表題

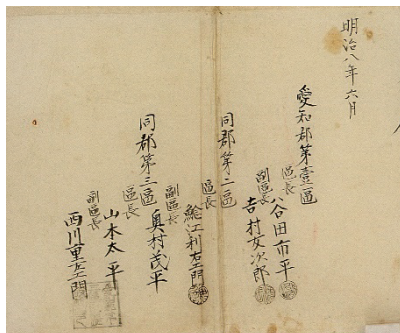
本絵図面の表紙には「愛知郡茨川村ヨリ同郡北坂本村マデ十八ヶ村 郡界地引絵図面」と書かれている。

作成年月日は、明治八（1875）年六月と書かれており、平成16（2004）年5月、永源寺町が「町史」作成のために高野町の「地券取調絵図」（明治7（1876）年1月）とともに絵図原本を写真撮影した際に収録されたものであり、写真データに記された標記は「高野地引絵図」となっている。しかし、これは高野町に保存されていた地引絵図という意味にとどまり、実際の原本の標記は、上記のように「愛知郡茨川村ヨリ同郡北坂本村マデ十八ヶ村 郡界地引絵図面」である。

(2) 絵図面の作成者

続いて、絵図に署名された名前は、下記の3つの区の区長と副区長である。

愛知郡第一区	区長	谷田市平
	副区長	吉村友次郎
愛知郡第二区	区長	鯉江利右衛門
	副区長	奥村茂平
愛知郡第三区	区長	山本太平
	副区長	西川重左エ門



〔郡界地引絵図面〕

(3) 絵図面に描かれた郡界、村界その他

絵図面の方向は、南東が上で、北西が下に描かれている。

次に、郡界として明確に描かれているのは、上から右回りで、伊勢国界、犬上郡界、神崎郡紅葉尾村界、神崎郡蓼畑村界、神崎郡萱尾村界、神崎郡佐目村界、神崎郡相谷村界、神崎郡山上村界、愛知川筋、平柳村界（愛知郡第4区）である。

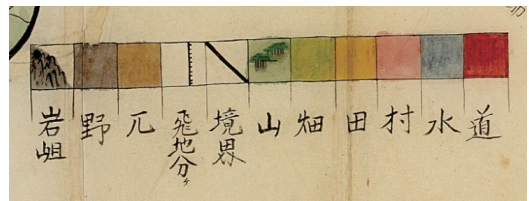
しかし、絵図面の下および左に当たる南西角と北西角の絵図部分は、不自然な形で途絶えており、その部分に当たる各村の境界は必ずしも明確ではないが、凡そ、この絵図に描かれた各村のまとまりは提示されており、本件絵図面の主題を指示しているものと思われる¹⁾。

(4) 絵図面内の村名その他

描かれている村は、絵図面の上から見ると、東に「茨川村」、「黄和田村」、「政所村」、北東に「君ヶ畑村」、絵図中央付近に「蛭谷村」、「箕川村」、南に「九居瀬村」、最南端に「永源寺寺地」を含めた「高野村」が、次に、絵図面の右側の南西に「外村」、「小倉村」、さらに「東光寺寺地」を含めた「平尾村」、絵図中央付近には「旧大萩村」が、さらに絵図右側の西に向かって「大覚寺村」、絵図下側の北西に向かって「百済寺寺地」を中心に絵図右側から、「旧市ノ原村」、「旧上山本村」、「旧下山本村」、「旧北小屋村」、「旧北坂本村」が同一の境界線内に描かれており、「旧」の文字を取ったこれら全ての村の合計は18ヶ村であり、絵図面の表題に一致する。

(5) 凡例

絵図に記された凡例は次のようである。



〔郡界地引絵図面〕



〔高野町地券取調絵図（明治7年1月）〕

郡界地引絵図の凡例は、右から、道（赤色）、水（水色）、村（桃色）、田（山吹色）、畑（黄緑色）、山（淡萌黄色に新緑植で樹木の挿絵）、境界（黒実線）、飛地分（黒点線入り）、禿（土色）、野（灰色）、岩岨（黒灰色で黒線入り）の10色である。

これに対して、地券取調絵図は、右から、村境（黒線）、字分（黄色地に黒点線入り）、木山（灰色に黒スケッチ）、道（赤色）、水川池（水色）、木荒（灰色）、村（桃色）、田（薄黄色）、畑（薄群青色）、藪（緑地に黒点）、門樋（黄色の仕切り絵）、草荒（灰色地に灰）、草山（薄緑色）、公有地（土色）である。



〔相谷町地券取調絵図（不詳）〕

絵図は、これらの色彩と線で極めて具象的に描かれていることが特徴であるが、地券取調絵図と比較して、各土地所有境界やその面積、地番などは描かれておらず、また絵図面全体は実際の面積や地形とは異なった変形している。



〔郡界地引絵図面〕

他方で、黒実線による郡境、村界が明確である。さらに黒点実線で描かれた飛地については、黄和田村内には九居瀬飛地、茨川村内には君ヶ畑飛地、君ヶ畑村内には箕川村飛地が6か所と蛭谷村飛地が4か所がその飛地境界とともに克明に描かれており、それぞれ極めて広大な土地領域を示している。「飛地」が主題の一つであったことが伺われる。

また、土地境界を跨いで黒色で○—○（黒丸線）が描かれ、村境界を跨いで赤色で○—○（赤丸線）が描かれているが、意味は判然としない。しかし、黒丸線は飛地境界に描かれ、赤丸線は村の境界を跨いでおり、いわゆる「分合」を示すものではないかと推察する。

続いて、水色の川筋やため池が明確であり、桃色の村敷地、山吹色の田地、黄緑色の畑地、そこには茶畑と思われる点が振られている個所もある。また、淡萌黄色の山地は針葉樹林や松林、雑木林と思われる絵が描かれている。

さらに特徴的であるのは、各村の社寺が社寺林とともに比較的具体的にスケッチが描かれていることである。



〔郡界地引絵図面〕



〔郡界地引絵図面〕



〔郡界地引絵図面〕



〔高野町地券取調絵図〕



〔郡界地引絵図面〕



〔郡界地引絵図面〕

その他、御池岳は愛知郡側に位置し、御池岳中の湧水地も具体的に描かれており、いわゆる犬上郡との郡界の一つであり、これは昭和40年代に入って君ヶ畑村と大君ヶ畑村との間で行われた境界を巡る裁判に関わる一つの資料である²⁾。また、山の峰や稜線を中心に灰色の野地や崖のある岩岨が描かれ、土色の禿地も点在するが僅かである。他方で、同時期の絵図である地券取調絵図には土地境界と地番、面積が記されていることと対比すると、郡界地引絵図の主題は、地番や面積ではなかったことが際立つ。

以上から、明治5年制定の区制の下にある愛知郡第1区の全8ヶ村と、第2区11ヶ村中の2ヶ村と、第3区15ヶ村中の8ヶ村の合計18ヶ村を、いかなる意図で一枚の郡界地引絵図として描く必要があったのか、飛地や村境界、郡境界が主題であったのか、さらに社寺地が詳細に描かれていることの意味などを検討する必要がある。そこで、以下では、当時の土地を巡る政府および県の動向をたどり、その意味を検討する。

3 地券制度と地租改正

(1) 壬申地券交付

明治新政府は、新政権の承継直後から新たな貢租に対する政策を検討しそのための準備を進めた。

明治2(1869)年6月17日「版籍奉還」に続き、明治4年(1871)1月5日に「社寺上知令」、同年7月14日には「廃藩置県」が行われ、地方政治と土地改革の前提を整えた。

さらに、明治5（1872）年2月15日の太政官布告第50号により「地所永代売買の解禁」が發布され、同月24日大蔵省達第25号で、郡村地券に関する「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」が示された（「今般地所永代売買被差許候ニ付今後売買並譲渡ノ分地券渡方等別紙規則ノ通可相心得事」（別紙）「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」）

それに先立つ明治4（1871）年12月27日太政官布告第682号「東京府下地券発行地租上納」による市街地券の発行により、土地の地価に基づいて税（沽券税）が課される仕組みへの転換が示され、郡村地券発行にさいして土地取引がなくても見込みで（明治5（1872）年7月4日大蔵省達第83号「方今適当ノ代価」）地価等級が設定されることになった。

上記「地券渡方規則」は当初14ヶ条であったが改正増補（同年9月4日大蔵省達第126号）され、そのなかで絵図に関する箇所は以下のとおりである。

明治5（1872）年2月24日大蔵省達第25号「地所売買譲渡地券渡方規則」³⁾

「第二十三条 一 従前切畝歩イタシ検地帳名寄帳小拾帳等ニ突合サルトモ現地ノ景況ニ従ヒ総テ地引キ絵図可差出旨説示可致事（従前分割売買したため検地帳や名寄帳、小拾帳などに突合しなくても、現地の有様にしたがってすべて地引絵図にて差し出すよう説示すること）

第二十四条 一 反別等持主申立ヲ以テ検地帳へ引合セ相違無之分ハ据置ノ積相心得検地竿入等取計不及候ハモ地所境界紛雜取調差支候向ハ一筆限畝杭ヲ打地引絵図為差出落地無之様実地検査可致事……」（反別の持主は申立てによって検地帳に引き合わせて違いがなければそれで据え置き検地竿入れの取り扱いは不要であるが、地所の境界が判然としない場合は、一筆限りで畝杭を打って地引絵図を差し出し落地がないように実地検査をすること）

第二十五条 一 従前高内外ニ不拘社寺郷蔵ノ類或ハ埋葬地等地主定リ之レナク分ハ地引絵図中ニ其訳ケ記シ置ク可キ事（従前の石高の前後にかかわらず社寺経蔵の類や埋葬地等地主が定まらな

い分は、地引絵図にその理由を記すこと）

第二十六条 一 村持ノ小物成場山林ノ類ハ地引絵図中色分致シ可申事（村持ちの小物成税の対象の山林の類は地引絵図の中に色分けをすること）

これを受けて、滋賀県は、明治5（1872）年8月に滋賀県布達第175号「地券取調方取扱心得方凡例書」⁴⁾を出した。

まず、第1条で「地所調方之儀ハ一筆限りニ標木ヲ為建」とされ、一筆ごとに、地番、字名、高、反別、持主を記載した標木を建てるものとされた。第2条では「一村限り第1番ヨリ次第ニ地所取調野帳へ雛形之通記載シ持主並戸長副戸長百姓代之証書取被可申事」とされ、村ごとに地番を1番から振り地所の取調を行って雛形にしたがって野帳に記載し、その持主と戸長副戸長百姓代が署名することとされた。第3条では一筆ごとに「地価」を書くことが命じられるなど、政府の「地券取調規則」にしたがって具体的な実施規則が定められた。

続いて地引絵図については次のように規定された。

「第一六条 地引分間絵図之儀ハ後年之証跡ニ相成候物ニ付一村限り二枚宛一枚ハ県庁エ相納一枚ハ村方ニ備置為仕立可申併シ方今検見入其他繁雜中ニ付地所取調ト前後ニ相達候テモ不苦右村々之振合ヲ見テ指図可致事（地引分間絵図は後年の証拠となるものであるから、一村限りで2枚調整し、一枚は県庁に一枚は村方に備置すること。しかし、検地その他で忙しいであろうから、地所取調と前後して提出しても良く、村の実情に応じて指図すること。）」

こうして、地引絵図は地券取調の証拠として地券台帳と対になっており、県庁と村方にそれぞれ一枚ずつ保管することとされた。地所取調・野帳の作成と前後してもいいという達しからは、まず野帳のみの提出を求めており⁵⁾、地引絵図の調整にかかる経費や負担により遅れがちであったことがうかがえる⁶⁾。

滋賀県では、明治6（1873）年7月18日滋賀県布達678号により、同年8月20日までに野帳と地

引分間絵図の提出を要求するが、実際にはこれに遅れる村々も少なくなかった。

(2) 地租改正と実施上の課題について

明治政府は、明治6年7月28日太政官布告第272号「地租改正法」、「地租改正条例」を公布し、地租改正を本格化させた。この地租改正法令は、(1)「上論(勅諭)」、(2)「地租改正法(太政官布告)」、(3)「地租改正条例(右布告に添付する別紙)」、(4)「地租改正施行規則(大蔵省の地方官への達)」、(5)「地方官心得(大蔵省の地方官への達)」からなる。

これまでの壬申地券発行の期間は改組事業の道を切り開く準備段階であり、いよいよ本格的な地租改正を実施するにあたり、政府は、上記5つの法令を同時に発信し、統一的・画一的に実施することを目指した。

地券制度において既にみられるように、各府県において「地券取調方取扱心得」を發布することにより、実情に応じた制度の実施に努めてきたが、地租改正をより実質的に実施するにあたり、かつての検地のようにまともに権力が農民と対向せず、できるだけ農民の支持協力をえて実施・穏やかな方式がとられた⁷⁾。地租改正は、地租を地価の100分の3とし、郡村費は本税金の3分の1を越えないこと、豊凶による増減がないことなどを内容とする。柔軟な対応を行う必要から、上記の政府による(4)「施行規則」と(5)「地方官心得」を受けて、府県は、その実情に即した手引書よして、下記のような「人民心得書」が作成された⁸⁾。

滋賀県では早速、明治6(1874)年10月に「地租改正取調方心得書」と「地所取扱条例書」が布達され、さらに明治7年10月に一度「改正取調心得書」を發布して改正に着手し、明治7年秋の収穫後から同8年の農閑期に、実地調査と地価の算出を行い、野帳と校正地引絵図を差し出せていたが、地券交付に係る作業を進めているところでもあり、本格的な実施は度々延期がなされ、明治10年9月ようやく終了するに至った。

そこで、実質的に地租改正に向けて出されたのが、13ヶ条からなる明治8年4月13日滋賀県第298号布達「地租改正取調方人民心得書」である。

明治8(1875)年4月13日滋賀県第298号布達「地租改正取調方人民心得書」⁹⁾

「本年ヨリ管内村町一般始祖改正着手ニ可及付更ニ別紙地租改正人民心得書及頒布候条右旨趣ヲ熟知シ精覈取調各村町成功次第野帳並ニ地位等級総計調書地引絵図等差出可申尤モ詮議之次第有之ヲ以テ当県昨七年一〇月第千三百八十二号ヲ以テ改正取調方心得書及布達置候旨趣ニ基キ既ニ野帳成功相成候旨ハ今般相達候心得書ニ照準シ主意ニ不戾分ハ其儘存シ其増加之箇所ヲ補正之上来ル五月一五日限可差出候事

但シ明治六七年着手改正済之村町モ本文布達ニ準シ再調相受候儀ト可相心得事

(ここでは、別紙の「地租改正人民心得」を頒布しその趣旨を熟知して詳しく取調をして、各村町は改組を成し遂げ次第野帳と地位等級、総計調書、地引絵図を差し出すよう。もっとも、既に当県が昨7年10月の布達1382号により「改正取調方心得書」を布達した趣旨に基づいてすでに野帳を成し遂げた場合は、今回の心得書の趣旨に戻らない分についてはそのままよく、増加した箇所を補正し、来る5月15日までに差し出すよう。

ただし、明治6、7年に着手し改正が終わっている村町も本文の布達の合わせて再度調査するよう心得ること。)

右管内へ無洩至急布達スル者也

別紙 十三ヶ条

明治八年四月十三日 滋賀県参事籠手田安定」

「第一条 先般地券取調ノ節野帳並地引絵図地所之順次ヲ以番号飛々ニ不相成様調査可致旨相達置候処中ニ調査遺漏ニ流レ不都合ノ絵図面モ不少右ハ最前差出候絵図面ニ不拘更ニ改正可致尤縦令不都合ハ無之共旧地引絵図ヘ記載之反別ト今般更正ノ反別トハ必ス多少トモ差異ヲ可生付テハ実地ト齟齬シ永世証拠ニ難相成依テ村々何レモ更正可致事

但絵図仕立方之儀ニ付テハ詮議之次第モ有之追テ実地調査相済候迄ハ裏打等不致其儘ニテ差出シ申事」

(第11条 先般の地券取調の節に野帳並びに地引絵図の地所の順次をもって地番が飛び飛びにな

らないよう調査するよう達したところ、中には調査に遺漏があり不都合な絵図面も少なからずあるので、先に差し出した絵図面であるにもかかわらず改正すべきである。もっとも、たとえ不都合はなくとも旧地引絵図に記載された反別と今般の更正の反別とは必ずしも多少の差異を生むので、ついでには実地と齟齬すると永世の証拠となりがたいので村々ではいずれも更正すべきである。

ただし、絵図の仕立ての件については、詮議すべきであるため追って実地調査が済むまでは、裏打ちなどせずにそのまま差し出すこと。）

このように、滋賀県では、明治7年10月すでに発布していた「改正取調心得書」を書き改め、上記「地租改正取調方人民心得書」に併せて実施すること、および明治8年5月15日までに野帳と地位等級、総計調書、地引絵図を差し出すよう命じた。

その内容は、第1条（本条項にしたがった地価取調帳作成）、第2条（地所調査に遺漏、隠蔽のないこと）、第3条（野帳の作成方法）、第4条（地位等級）、第5条（宅地）、第6条（田畑収穫取調）、第7条（小作地の取調）、第8条（地価について）、第9条（宅地内畑地）、第10条（墓地）、第11条（地引絵図）、第12条（藪地など）、第13条（山地）についてである。これはのちに条数を増やし順次改定された¹⁰⁾。

また、地引絵図に関する心得を記した第11条が示され、先般の「地券取調」段階での野帳や取調絵図は、地所の地番が飛び飛びになっているなど遺漏もあり反別も異なり改正すべきであるが、絵図を新たに仕立てるについては検討すべき点もあるので追って沙汰するまでは、そのまま差し出すよう命じた。

このように、村の経費負担のかかる絵図の調整については、おそらく「地券取調総絵図」において村の負担も相当であったと考えられ、さらなる絵図の調整に関しては県においても慎重な検討が必要であったと思われる。実際、永源寺地区では、新しい絵図を発見できない村が多く、新たに地租改正のための地引絵図が描かれた村は比較的裕福な村であったと考えられ、実際に多くの村ではそ

のまま旧の絵図が用いられたと考えられる。

3 地券発行および地租改正と村の合併、自治

（1）町村分合の促進

明治初期から始まる地券発行及び地租改正は、江戸期までの税制と統治のあり方を根本的に改める大きな改革であった。そこで、その全国的動向と滋賀県における対応に焦点を当て、絵図に係わる幾つかの重要な課題について検討する。

この村費の関係を含め、地租改正に取り掛かる前の諸種の準備的改正として、第1に土地の境界を定めること、第2は、官民有の所属を判明にすること、第3に地所の名称区別のこと（種別により免税）、第4に社寺の境内の整理があった¹¹⁾。

とりわけ、実際の土地の整理と丈量をするにあたり、第1の課題を解消する方法として、村、字境界および飛地の整理と合村の動きがあった¹²⁾。すなわち、壬申地券の発行の際は、早急に全国に地券を発行し地価総額を点検するために原則として、申出を基本に旧来の検地帳にしたがい地券調をなし、竿入測量も減歩の場合だけにとどめたが、地租改正における改組の実施は、その土地収益を基礎に地価を算定する改組方法を採用した以上、地積や土地状況も正確にしなければならず、そのための土地の整理と測量の仕事が重要となった。

そのため、土地整理事業にあたり最初に直面する問題は土地の境界を正すことであり、それは個別の地片境界の問題よりも、まずは村字の境界が問題となった。

政府は、明治6（1873）年11月に内務省を設置し、税制とは異なり、全国の官民有地の所有権を管轄することを目的として地籍編纂事業に取り組んだ。明治8（1875）年5月には内務省は「地籍編成地方官心得書」を傳達し、滋賀県でも同年6月に「地籍編成区戸長心得書」を布達するが、この段階ではまだ地籍図の作製は求めておらず、明治17年6月ようやく作製を求めた¹³⁾。

それに先立って、政府は、太政官布告をもって、地券取調の段階ですでに町村合併を進めるべきことを方針としていた。

**明治5（1872）年4月10日太政官布告第119号
「一ヶ村分界ヲ立ル者合併一致ノ見込み取調可
申出」¹⁴⁾**

「旧来一村ノ内分界ヲ立取扱来候村々ノ義ハ以来其区分ヲ廢シ合併一致ノ一村ト相成候様改正ノ見込相立テ大蔵省へ可伺出尤余儀ナキ情故之レアリ即今改正シカタキ分ハ漸ヲ以テ改正可致候間其旨ヲモ巨細申出ベシ

但諸帳面類旧仕立ノ銘銘シ難キ分ハ朱ニテ書入スヘシ

（旧来一村であった中で境界を分けて取り扱ってきた村々の件は、今後その区分を廃止し合併して一つの村となるよう、改正の見込みを立てて大蔵省に伺い出ること。もっとも、やむを得ず事情があって今改正をするに至らない場合は、少しずつ改正を進める間、その旨を事細かに申し出ること。

ただし、諸帳面の類の仕立ての名称の廃止が難しい場合は朱書きで書き入れること。）」

それを受け、滋賀県でも、上述の明治5（1872）年8月に滋賀県布達第175号「地券取調方取扱心得方凡例書」

第8条、第11条に次のように規定された。

「第八条 往古一村ニテ中古分村ニ相成其境界判然不致田畑山林等入交り検査不行届分合村申付候テモ可然仍テ右等之場所ハ其見込ヲ付ケ県庁エ進達可致事

附り元別村ニ候共境界不明ニテ地所耕作検査行届兼候分是亦合村申付候テモ不苦縦令一村ニ候共地勢ニ寄り分村申付候儀モ不苦総テ後來ノ便宜ヲ計り総論ノ基ニ不相成様注意シ篤ト實際ニ当り其見込ヲ付本庁エ申立事（昔から一つの村にかつて分村しその境界が不明であり田畑山林などが入りまじって検査が行き届かないところは合村を申し付けても良い。しかるにそのような場所は見込みを付けて県庁に進達すること。）」

「第十一条 村境其外ニテ論所有之候場所吟味之上示談行届候へハ其者清書取之地券渡方ニ差支無キ様取計可致格別入組様掛ノ説論ニテ承服不到候ハ早々県庁エ進達可致事（村境やその他において所有が問題となる場所は吟味した上で示談が成

立すればその者の土地として地券を渡すことに差し支えないように取り計らう格別の組み入れを説諭し、承服に至らない場合は早々に県庁に進達すること。）」

このように、地券の交付に当たり、分村や境界不明瞭な地所の取り扱いが課題となり、「合村」という村の合併による解消と、村境に関する所有を巡る争いは示談を勧め、それは承服されない場合は県庁に進達することを達するなど、村境界や土地境界を巡る問題が地券交付の手続を進めるうえで新たに課題となり、滋賀県においても、少なからず合村による問題の解消については積極的であったことがうかがえる¹⁵⁾。

さらに、滋賀県は、おそらくこの件に関わって、明治5年10月22日に、大蔵大輔にあてて地券取調において各村の「境界不明」につき臨機の処置を願い出た。すなわち、地券取調において実地検査をする中で、「各村境界不明之分」「地所犬牙交錯或ハ棋布星羅致シ検査行届兼候場所」は「其勢ニ従ヒ合村申付」け、あるいは「地勢隔絶分村為致候便宜之場所」でやむを得ず分村を申し付けるなど適宜処分を致したい旨を願い出た。

これに対して租税頭の陸奥宗光は、地券取調は人民銘々の持地に応じて地券を渡すものであり、上述のような理由により安易に町村分合をすることは聞き届け難しとして戒めたが、滋賀県は再度同じ理由で村の分合を申し出した結果、翌年、分合は正院への伺いを経てなされるため、ひとまず分合のつもりで調査し、後日まとめて伺出よう指令を受けた¹⁶⁾。

この経緯から、地券取調の実施にあたり村の分合は大きな課題であり、その進捗を司る県の立場としても前向きであったことが伺われる。

その結果、明治6（1874）年7月の「地租改正法」の公布、同年10月滋賀県における「地租改正取調方心得書」と「地所取扱条例書」の布達を経て、滋賀県では、同年10月27日から11月20日にかけて、合併10件、境界変更4件、村名改称1件が県から関係町村に達されている。そこで政府は、地租改正に当たり障害となる境界不明確や村の分界を合併により解消しようとして下記の布達を

行った。

明治6（1873）年12月25日大蔵省達186号¹⁷⁾

「旧来一村内分界ヲ立テ取扱来リ候村々合併一致ノ村落ト相成候様見込相立テ申し出ヘク旨壬申第百十九号公布相成居候処猶旧慣ノ儘分界ヲ存シ区々ノ取扱致シ候向モ有之哉ニ相聞不都合ニ之レアリ候間右等ノ類有之分ハ取調ヘ可申出其他從來独立ノ村落タリトモ戸口多カラス反別稀少ノ分ハ便宜合併致サス候テハ毎事無用ノ労賃ヲ掛区入費並村費モ相嵩ミ人民ノ不便利ト相成候村々ハ漸次合併ノ積見込相立テ本年当省第九十九号布達ノ手続ヲ以テ伺出ヘシ

（これまで一つの村に分界を立てて取り扱ってきた村々は合併し一つの村となるよう見込みを立てて申し出ることを、明治5年第119号で公布したところであるが、なお旧慣のまま分界を立て異なった取扱をしているという話も聞こえており不都合であるため、そのようなことがある分は取り調べ、なおそれぞれ独立の村であっても人口が少なく反別も少ない分については、便宜合併しなければ改正にあたり毎度無用の労賃がかかり区入費や村費もかさみ人民の不便となる。村々は次第に合併の見込みを立て明治6年大蔵省達第99号の手続もって合併の伺をすべし。）」

そこで、県は、県内全域の町村分合につき次のように申立てを行い許可がなされた¹⁸⁾。

①明治6（1873）年12月2日申請分（明治7（1874）年5月2日許可）では、合併88件申請（内75件許可）、分離17件申請（内13件許可）、改称16件申請（内13件許可）

②明治7（1874）年7月7日申請分（同年10月7日許可）では、合併23件申請（内23件許可）、分離11件申請（内11件許可）、改称17件申請（内17件許可）

③明治8（1875）年4月24日申請分（同年7月18日許可）では、合併12件申請（内12件許可）、分離2件申請（内2件許可）、改称2件申請（内2件許可）

以上から、明治6年から8年にかけて、県から大蔵省に対して行った合併の申請数は、計123件

であり、許可は110件であった。

しかし、町村から県への合併の伺の件数は、明治6年分が11件、明治7年分が119件、明治8年分が222件となっており¹⁹⁾、県の国への申請件数、明治6年分88件、明治7年分23件、明治8年分12件と対比すると、当初、合併は県の押し付けであり、明治8年頃は逆に村からの申請に対して犬は抑制的であったこと、その理由として、当初は、地所錯雑・境界不分明を合併理由とする地券取調用掛の意向を受けた県の合併申請であったこと、明治8年段階では、戸口の寡少・独立不可能を合併理由とし地租改正費の抑制を目指した町村の意向による合併申請であったこと²⁰⁾、あるいは、この時期の町村合併は地租改正による財政的逼迫を直接の契機とするものであり、中央政府から押し付けられた合併であり、関係町村村民の連帯意識は皆無に等しく、地租改正が一段落すれば再び元の町村単位に復元することを希望する全く便宜主義的なものであったこと、この期の町村合併は行政区画をつくるためのものではなく、旧来の町村を事実上の行政の末端単位としていた区制の矛盾的表现であったこと²¹⁾が、すでに指摘されている。

（2）町村分合の抑制

ところが、政府は町村の分合方針を突然転換する。

明治8（1875）年2月8日内務省達乙第14号²²⁾

「宿駅廃合村落合併ノ儀ハ人民格別便利ヲ得候儀之レアルカ或ハ實際不得止事故之レアル外ハ以来廃合及ヒ改称等相成ラス」

（宿駅廃合や村の合併の件は人民が格別の便利を得るかあるいはやむを得ない事情がある以外は、今後廃合および改称をすることはならない。）

このように、地租改正に当たり村の分合は原則禁止の方針に転換した。しかし、例外として認める余地を残した。こうした政府の方針展開に苦慮した県は、次のような布達を行い調整をはかろうとした。

明治8（1875）年4月25日滋賀県第342号布達²³⁾

「本年ヨリ管内一般地租改正及其手續ニ付テハ当県本年第二百九十八号第二百九十九号ヲ以野帳図及等級調書等来ル五月十五日限可差出旨相達達置候処各町村ノ中ニハ経界不明瞭ノ儀モ可有之仍テハ不日官員派出町村経界逐検査候上改正申付哉モ難計然ル時ハ番号入狂ヒ二重ノ手数ニ相成候儀ニ付野帳面差出期限ハ追テ可相達付テハ第二百九拾八号布達中来ル五月十五日限野帳及等級調書差出候儀ハ取消候事」

（本年より管内一般地租改正およびその手続きについては、当県の本年第298号、299号をもって野帳図および等級調書などを来る5月15日までに差し出すよう達し置いたところ、各町村の中には、経界不明瞭の件もあるため、すぐに官員を派出し町村の経界を検査し改正を申し付けるも、このように計ることが難しく、番号が入り狂って二重の手続になる場合は、野帳の差出期限は追って達するので、県達第298号による5月15日まで野帳および等級を差し出すよう命じた件は取り消す。）

明治8（1875）年7月31日滋賀県甲144号布達²⁴⁾

「今般地租改正ニ付後來ノ便否利害ニ注意ス村々合併願出候ニ付テハ其筋エ伺之上追テ可及沙汰尤モ差掛リ改組取調ニ付各村ニ於テ地位等級ノ不問モ有之野帳番号打換等ノ儀モ混雜致シ成功遅延ニ相成候テハ不都合ニ付番号組替等之儀ハ追テ実地検査済之後ニ相廻シ先夫迄ハ兼テ取調置候番号ノ儘各村別々ニ検査ヲ受候儀不苦候条其心得ヲ以テ野帳成功可致尤モ検査済更正野帳ニハ合併ノ順番号ニ改正可致儀ト可相心得最早今日迄ニ合併順番ニ打替候儀村々之儀者合併ニテ検査ヲ可受候事

但村界更正ニ付地所組入組出之分ハ即今ヨリ番号打替候儀勿論之事

一 今般村々合併願出候ニ付従前之正副戸長等相互ニ改組取調ニ因循致居候者モ有之哉ニ相聞ヘ不都合之事ニ候前条之通ニ付各村正副戸長ノ儀ハ当分従前之通ト相心得一村限地位等級其他取調事

（村々の合併の願出についてはその筋にお伺いをしており追々沙汰があるが、とりかかっている改組取調については各村で地位等級を不問にし、

野帳番号も打ち替えるなど混雜し遅延するのは不都合であるので、番号の組替えなどは追って実地検査の後に回し、それまでは既定の取調番号のままで各村は別々に検査を受けても良いのでその心得をもって野帳を成功すべきである。もっとも、検査済みの更正野帳には合併の順の番号に改正すべきよう心得え、もはや今日までに合併順番に打ち換える村々は、合併ニテ検査を受けるべきこと。

ただし、村界の更正に関する地所の組み入れや踏み出しの分については今から番号を打ち換えることももちろんである。

一 今般、村々の合併の願出ている件について、従前の正副戸長など相互に改組取調をぐずぐずしているものがあるように聞こえており不都合であり、前条のとおり、各村の正副戸長は当分の間従前のとおり一村限りで地位等級を取り調べること。）」

明治8（1875）年8月29日滋賀県甲第200号布達²⁵⁾

「今般該管内一般地租改正ニ付内務省官員出張協議ノ上実地検査ハ今明治八年中ニ成功可致見込ニ付テハ本年四月中兼テ当県第三百四十二号ヲ以不明瞭之村界ハ更正可致旨相達候未合併或ハ地所組替等ニテ夫々地界明瞭ニ相成候処郡界関係ノ村ニ限り経界処分未タ着手不相成然ルニ改組成功期限切迫ニ付テハ右郡界ニ関スル村界之処分等ハ改組調査済ノ後ニ相廻シ候テモ可然儀ニ付一般郡界ニ関シ候村々ハ先ツ旧村界之儘ニテ野帳番号等級表等至急取調改組着手ニ差支無之様厚ク注意可致候事

（今般、当該管轄内の一般地租改正について内務省官員の出張協議の上実地検査は明治8年中に完了する見込みであり、については本年4月中に発布した県達第342号により、村界の不明瞭なところは更正すべき旨を達したが、未だ合併や地所組替えにより地界が明瞭になっていないところで郡界が関係する村に限り、境界の処分は未だ着手にならない。しかし、改組期限が切迫しているので、その郡界に関する村界の処分などは、改組調査が済んだ後に回しても構わないので、一般郡界に関係する村々は、まずその村の旧村界のままで野帳

番号、等級表などを至急取り調べて改組に着手して差し支えないことを深く注意すること。）」

以上のように、国の合併禁止の方針を受けて、県は、第342号布達により境界が不明確なところの町村の境界の検査を進め、それが進まないところはまずは野帳を5月15日までに先に提出するよう達し、次いで、県達甲144号により、合併の依頼の件は追って沙汰があるので、それまでは、合併前の取調番号のまま検査を受けて野帳を作成し、すでに合併された村は合併の番号で検査をうけることにつき、各村の戸長達に速やかな実施を促した。続けて、県達甲200号により、先の県達第342号にもかかわらず、未だ合併や地所組替えにより地界が明瞭になっていないところで、郡界が関係する村に限り、境界の処分は未だ着手せず、その郡界に関する村界の処分などは、改組調査が済んだ後に回しても構わないので、一般郡界に關係する村々は、まずその村の旧村界のままで野帳番号、等級表などを至急取り調べて改組に着手するよう指示した。

このように、まずは既存の村単位で改組の取調を進め、合併が認められた後に番号などを調整することと、さらに郡界に係る場合には、境界の処分は後回しにすることが命じられた。

同様の混乱は全国でも少なからずあったと思われる。そこで、政府としても何らかの対応策として次のように達した。

明治10（1877）年9月18日 内務省達乙第83号（分合の禁止）²⁶⁾

「民費賦課ノ節略ヲ為スニハ自ラ地方区画ノ制置ニ関涉スヘキ義モ之レアルヘク候ヘトモ追テ一般御達シ有之マテハ何分事情有之トモ区画ノ改正及ヒ郡村町ハ都テ相成ラス

但区町村等ノ役員ヲ減シ又ハ区役所ヲ合併スルマテニテ区画ノ改正郡町村ノ分合ニ涉ラサル義ハ適宜施行苦シカラス

（民費賦課を節約するために地方の区画の制度に干渉することもあると思われるが、追って一般の達しをするまではいかなる事情があっても郡町村すべて区画の改正はならない。

但し、区町村の役員を減らしたまたは区役所を合併するなど郡町村の分合に関わらないものについては適宜行っても良い。）」

明治10（1877）年11月9日 内務省達乙第104号²⁷⁾

「本年乙第八十三号達旨モ之レアル処尚ホ左ノ通相心得ヘシ

第一条

近年分合セシ町村ノ内ニテ實際差閤有之分復旧ノ為分合致シ候義ハ右達ノ限ニ無之事

第二条

他ノ町村ニ点在セル飛地又ハ錯雑セル地所ハ其所在ノ町村ヘ可組替事

（明治19年の第83号達があるが下記のことにつき心得よう

第1条 近年すでに分合したけれど差支えがあるため分合する場合は、右達しの限りではない。

第2条 他の町村に点在する飛地や錯雑な地所については其所在の町村に組み替えること。）」

町村分合はすべて禁止しつつ、区画に関わらない経費削減のための人員や役所の整理は構わないとしており、郡町村の合併は、政府の専権事項である地方の区画に干渉するものであるため一般的に禁止しつつ、それに関わらない役所の統廃合は認めるという便宜的な経費削減策である。

さらに、政府は、合併禁止の原則にもかかわらず、既存の分合した村の再分合を認め、新たに「飛地」や「錯雑セル地所」を既存の村に組み替えるという合併を伴わない処分を進めるよう布達した²⁸⁾。

4 愛知郡の村の分合と郡界地引絵図

（1）愛知郡における村の分合について

ここで、現在の滋賀県東近江市の一部に当たる愛知郡および永源寺町をめぐる村の管轄についてみる²⁹⁾。

慶應4（1868）年3月に大津裁判所が置かれ旧幕府領の神崎郡、愛知郡を含む十郡を引き継ぎ、同時に、大津代官所支配下の蒲生郡、神崎郡の一部も大津裁判所管下となった。同年4月に新たに

【愛知郡・絵図関連区所属村】（「明治5年制定区制所属町村表」：滋賀県史第5巻（参考資料）478頁以下参照（下線は、郡界地引絵図に収録された村）

愛知郡12区 123ヶ村

第一区 8カ村：君ヶ畑、箕川、黄和田、高野、茨川、蛭谷、政所、九居瀬

第二区 11カ村：小倉、曾根、中戸村、上岸本、中岸本、青山、妹、鯉江、下岸本、外、梅林

第三区 15ヶ村：大萩村、籠村、下山本村、北小屋村、大林村、平尾村、上中野村、池之尻村、上山本村、市ヶ原村、北坂本村、大覚寺村、園村、下中野村、池之庄村

大津県が置かれ、翌明治2（1869）年6月に、彦根藩、山上藩が版籍奉還し、藩主は藩知事となり、蒲生・神崎両郡下の井伊家領は大津県管轄下、その他は従来通り各藩（山上藩、川越藩、彦根藩）の管轄となった。

明治4（1871）年7月に「廃藩置県」が実施され、各藩は県と改称され永源寺町域は4県の管轄となった。同年11月には山上県は廃止され、永源寺町域は神崎郡以南（甲津畑村を除く）は大津県、愛知郡以北が長浜県の管轄になり、明治5年1月に大津県は滋賀県と改称し、同年9月彦根県（＝犬上県〔元長浜県〕）を合併し、全区が滋賀県下に入った。

明治5（1872）年10月10日大蔵省達第146号により、単一区制から大区小区制への転換が行われ、明治11（1879）年7月22日に郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則といういわゆる「三新法」が公布され、大区小区制は廃止され、法制上はじめて町村が行政の最末端組織として位置づけられた³⁰⁾。

この大区小区制により、県下の区制が統一され、新たに、蒲生郡第19区（石谷、一式、新出、市原野、高木、上二俣、池之脇、甲津畑）、神崎郡第7区（山上、和南、相谷、佐目、萱尾、蓼畑、杠葉尾）、愛知郡第1区（高野、九居瀬、黄和田、政所、箕川、蛭谷、君ヶ畑、茨川茶屋）に分属した。

明治7（1874）年5月2日に茨川茶屋が茨川村に改称、明治8年7月に石谷・一式両村が、八日市市内の瓜生津・土器両村との合併を「経界不明瞭」であること、「小村ニテ独立ハ不都合」との理由で願い出るが、明治10年3月、「地租御改正ニ相成実施経界混淆致シ不明瞭之地所等一切無」

くなったので取消しがなされた。

明治8（1876）年7月には、新出・市原野両村、高木・上二俣・池之脇3ヶ村も同じく合併を願い出る。さらに、明治8年8月、蓼畑・杠葉尾・黄和田・政所4ヶ村も「境界不判ノ場所有之」りとの理由で合併を願い出るが、実現を見ていない。

さて、絵図が描かれた明治8（1875）年6月、愛知郡は地租改正の真ただ中にあり、村や郡の境界の改正や飛地の整理とその解消に向けた分合、改称などが懸案事項であった。

しかし、資料の上からは、愛知郡の第一区の8カ村中8ヶ村（君ヶ畑、箕川、黄和田、高野、茨川、蛭谷、政所、九居瀬）、第二区の11カ村中2ヶ村（小倉、外）、第三区15ヶ村中8ヶ村（大萩村、下山本村、北小屋村、平尾村、上山本村、市ヶ原村、北坂本村、大覚寺村）の計18ヶ村が関係する合併の出願の記録はない。

愛知郡の合併申請の件数と合併件数をみると、明治6（1873）年3件、同7年3件、同8年は11件申請されており、合併が認められたのは、明治7年の3件のみである³¹⁾。上述のように、県内での合併件数は明治6、7年は県や政府の合併方針が先行したが、明治8年はむしろ町村側の合併申請を抑制する立場であったことから、本件絵図面は、明治8年の愛知郡の合併申請11件中、あるいは合併のための準備のための絵図であったことが推測される。

実際、絵図で同一の村の境界内に描かれた「旧市ノ原村」、「旧上山本村」、「旧下山本村」、「旧北小屋村」、「旧北坂本村」は、明治16（1883）年11月によくこれらいわゆる百済寺村5か村が合併して百済寺村の大字となり、「大萩村」は、明治22年町村制施行により百済寺村および池之尻村ほか7か村と合併して角井村となった³²⁾。

したがって、本絵図面では、既に百済寺5ヶ村が一つの大字の村として描かれ、大萩村はその村境界が明確に独立していることから、明治8年当時、愛知郡の3つの区が共同して合併申請をしたか、あるいは合併申請に向けて準備をしていたが、それを断念または延期することになり、絵図の村の合併は、ようやく明治16年になされたことを物語る絵図であることが推測される。

合併の出願にあたり、絵図面が必要であったかどうかについてであるが、次のような内務省の議定をみると、既に準備がなされていたことがわかる。

明治11（1878）年7月17日内務省地理局議定³³⁾

「十年九月十八日乙第八十三号達ニ依レハ町村ノ分合ハ為サルノ主義ニ有之処地方ニ依テハ既ニ分合ノ目的ヲ以テ取調ヘ地租改正其他政治上ノ便宜ニ依テ然カセリ表面ハ未タ其筋ノ許可ヲ歴ラルヲ以テ下調ヘノ如クナレトモ其ハ該町村ニ発令シテ諸帳簿ハ勿論地引絵図等マテ皆分合ヲ以テ整頓シテ実ニ分合ノ結果ヲ為スモノアリ右ハ何ヲ經スシテ施行セシ段甚不都合ニ候ヘトモ今更之ヲ更正セシムルモ只煩冗ノミニテ却テ官民トモニ不便ヲ免カレサルヘシ故ニ是迄本省ニ伺出タルモノニシテ頻リニ苦情アル分ハ特別ニ許可シ申牒ニ対シ左ノ通指令スヘシ

町村分合ノ儀ハ総テ不聞届筋ニ候得トモ既ニ是迄町村分合の目的ヲ以テ取調ヘ其実整頓致候ハハ今ニ至リ更正候モ事実不都合ニ付特別ニ聞届候条例規ニ依リ取計フヘシ

（明治10年内務省達乙第83号によれば、町村の分合は行わない方針であるところ、地方によってはすでに分合の目的をもって地租改正の取り調べを行い〔地租改正その他の政治上の便宜により当然であるが〕表面上は未だその筋の許可を経していない下調べであるけれども、その実、当該町村に命じて諸帳簿だけでなく地引絵図等まで分合を予定して整頓し分合の結果を描いているものがあり、右は何を経ずに施行しているため不都合であるけれども今更元に戻させるもの却って煩冗であり官民とも不便となるだけである。したがって、これまで本省に伺い出たもので苦情が多いものは、特

別に許可し文章により次のように指令する。

町村分合の件は、すべて聞き届けない方針であるが既にこれまで町村分合の目的をもって取り調べ実際に整頓したならば、今に至って元に戻しても実際不都合であるため特別に聞き届け条規によって取り扱うべし。）」

このように、境界の不明確さは是正や土地の入り乱れ、飛地などの整理のために企図された町村の分合は、明治5年の地券取調から明治6年の地租改正のいち早い達成のために、政府および県の諸布告や布達により促進されており、既に関係町村ではそのための準備として、一方で既存の村の一村単位で野帳や地券取調（総）絵図の調整を進めつつ、分合を予定して地引絵図の調整も行った地域もあり、明治8年の内務省達乙第14号以降の分合禁止の原則のなかで、関係町村は大いに混乱し、しかしながら実質的な手続きを進めていたことが伺われる³⁴⁾。

（2） その後の展開

政府は、明治11（1878）年7月22日太政官布告第17号により、いわゆる地方3新法の一つとして、郡区町村編制法を公布した。

この三新法施行の理由については、明治11年7月22日「地方体制三大新法理由書の一節」³⁵⁾によれば次のようである。

「区ヲ置キ区戸長ヲ置ク制置宜キヲ得サルノミナラス数百年慣習ノ郡制ヲ破リ新規ニ奇異ノ区画ヲ設ケタルヲ以テ頗ル人心ニ適セス又便宜ヲ缺キ人間絶テ利益ナキノミナラス只弊害アルノミ云々抑地方ノ区画ノ如キハ如何ナル美法良制モ固有ノ習慣ニ依ラスシテ新規ノ事ヲ起ストキハ其形美ナルモ其実益ナシ寧ロ多少完全ナラサルモ固有ノ慣習ニ依ルニ若カス云々依テ現今ノ区画ヲ變更シ古来ノ郡制ニ復シテ之ヲ行政区ト為シ各郡ノ広狭異同アルモ之ヲ分合セス云々地方ノ制度行政区画割タルト住民社会独立ノ区画タルト其主義ヲ混淆セリ之ヲ将来ニ考フルニ理勢此混淆ヲ分タル可カラス然レトモ今概シテ欧米ノ制ニ倣フトキハ其形美ナルモ其実適セス宜シク我古来ノ慣習ト方今人智ノ程度トヲ斟酌シテ適実ノ制ヲ設クヘキナリ依テ前陳ノ主義ニ基キ府県郡市ハ行政区画ト住民独

立ノ区ト二種ノ性質ヲ有セシメ町村ハ住民独立ノ区タル一種ノ性質ヲ有セシメ郡市吏員ハ二種ノ性質ノ事務ヲ兼掌セシメ町村ハ其町村内共同ノ公事ヲ行フ者即チ行事人ヲ以テ其独立ノ公事ヲ掌ルモノトス云々」

（古来の郡制をやめ新しい大小区制を設け、区戸長を置いてきたが弊害が多かった云々、地方の区画は、美法良制であって固有の習慣によらず、その地方の実情に合致しないということが判り、多少不完全でも固有の習慣によって行政区とすることとした。地方行政制度の区画と住民社会独立の区画とが混交することとなるが、これを分けるのは将来のこととして、府県都市は行政区画と住民独立の区画の2種類の性質を持たせ、町村は住民独立の区画とし、都市吏員は2種の事務を兼掌すること。）」

このように、改正は地域の実情に応じて区画を設置することとしたが、さらにその費用負担も慣習の旧法にまかせ、府県会議開設の速度も地方長官に任せ、地方税の税目も政府の裁定により徴収可能とするなど、大区小区政の下での地方自治の在り方を根底から変更させるものであった³⁶⁾。

その後、愛知郡の関係地域では、明治18年5月に戸長役場の所轄区域が拡大され、同年7月から高木・山上・高野の各村に役場を設け3つの連合（上二俣、池之脇連合、高木村他6ヶ村（石谷、一式、新出、市原野、高木、甲津畑）連合、山上村他6ヶ村（山上、和南、相谷、佐目、萱尾、杠葉尾）連合、高野村他7ヶ村（高野、九居瀬、黄和田、政所、箕川、蛭谷、君ヶ畑、茨川）がつくられ、その連合を基礎に、明治22年に市原野村、山上村、東小倉村の3ヶ村にまとめられたが、まもなく旧3ヶ村のうち東小椋村で役所の立地を契機に分村問題が起こり、明治25年10月5日に高野村の分村が認められて、市原村、高野村、東小椋村、山上村4ヶ村になった。その後、昭和に入って国の政策に基づいて県が戦時体制下の地方自治体の財政基盤の強化のために合併を推奨することにより、当初、東小椋村中心に強い反対があったにもかかわらず、昭和18年4月1日に山上・東小

椋・高野の3ヶ村が合併し旧永源寺村が誕生した。しかしその中で、22項目の申し合わせ事項（出張所を残すことや基本財産は合併前の旧村単位の財産として、部落有財産には手を触れないこと、水利その他の慣行もそのまま残すことなど）が取り決められるなど³⁷⁾、各村々は行政の対応に対する不信を含め、独立の意識と地域性を保持し続けてきたことが伺われる。

もっとも、本稿は、明治初期の地券取調及び地租改正に当たり、大区小区制下の愛知郡および永源寺地区における村の境界や飛地の整理、町村の分合、郡村の境界の変動を絵図の考察から検討を試みることにとどまり、明治11年以降の郡区町村制移行の地域の区画および境界の検討は今後の課題とする。

以上

* 本絵図面について、補足する。

法量は縦164cm、横156cmである。

本絵図面は、西村和恭氏（元永源寺町役場、現東近江市市会議員）が永源寺市史を編さんするにあたり、永源寺地区の絵図面を集め写真撮影し、現在、東近江市能登川博物館に収納されているネガフィルムをプリントアウトしたものの一つである。牛尾洋也（龍谷大学）は、そのネガフィルムを、社会科学研究所のプロジェクトとして、甲賀市の藤原デザイン研究所（藤原スタジオ）に依頼しデジタル化し一部をリプリントした。

西村氏によれば、本絵図面は高野町の他の絵図面とともに見つけ出し写真撮影をしたものであるが、筆者が高野町自治会館を訪問した際には原本を見つけるに至っていない。それは後日に期したい。

* 本絵図面を用いた本研究については、永源寺高野町自治会長の杉原増実氏よりご快諾を得て行った。また、写真データの利用その他については、嶋田直人氏（東近江市文化スポーツ部博物館構想推進課課長）、杉浦隆支氏（同埋蔵文化財センター・能登川博物館所長）、その他多くの方々の多大な便宜並びにご協力を得た。

- 8) 桑原公徳『『地租改正ニ付人民心得書』にみる改組事業の府県差』『鷹陵史学』13号(1987年)85頁以下。
- 9) 田中知邦 編『現行滋賀県布令類纂』第1編 第2巻、田中知邦、明15-24. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/788521> (参照 2024-05-14) 29コマ
- 10) 福島・前掲注(7) 273頁。
- 11) 有尾敬重・福島正夫『本邦地租の沿革』(お茶の水書房、1877年) 62-72頁。
- 12) 福島・前掲注(7) 322頁、325頁。岡山県の心得書第17条、福岡県人民心得第11条、三瀨県達など地方官によっては中央当局以上に合併に熱心であったとされる。
- 13) 佐藤甚次郎「明治前期の地籍図—その2—」『新地理』30巻4号(1983年) 1頁以下。
- 14) 福島正夫・丹羽邦夫編『明治初年地租改正基礎資料 補巻』『例規類集 第1巻』(有斐閣、1972年) 115頁。
- 15) 福島・前掲注(7) 325頁注(12) では、すでに壬申地券発行の頃からこの問題は出ていた。新潟県出張官員に対する租税寮指令、福島県伺いなどで、数村適宜合併すれば実地上の紛争錯雑、分界のできないものも、民費その他すべて簡易になることが理由とされている。
- 16) 滋賀県市町村沿革史編さん委員会『滋賀県市町村沿革史・第3巻』(弘文堂、1988年) 150-151頁。
- 17) 福島・丹羽編・前掲注(14) 115頁。
- 18) 井戸庄三「滋賀県における区制と明治6-12年の町村合併」『人文地理』13巻5号(1961年) 432-439頁参照。
- 19) 井戸・前掲注(18) 434頁。
- 20) 前掲注(16)『滋賀県市町村沿革史』152-154頁。
- 21) 井戸・前掲注(18) 436頁。
- 22) 福島・丹羽編・前掲注(14) 115頁。
- 23) 田中知邦 編・前掲注(9) 41コマ。
- 24) 田中知邦 編・前掲注(9) 42コマ
- 25) 田中知邦 編・前掲注(9) 42コマ
- 26) 福島・丹羽編・前掲注(14) 115頁。
- 27) 福島・丹羽編・前掲注(14) 115頁。
- 28) 福島・前掲注(7) 325頁、有尾・福島・前掲注(11) 62頁-63頁。桑原・前掲注(8) 111頁は、「村の入組や飛地は近世を通じて残存し、近世に持ち越されたところが少なくない。……町村界の錯綜や町村間の飛地の存在は改組事業を妨げる一因となるから、多くの府県ではその解消を目指した。『人民心得書』類に、これらの条項をみる府県が多いのはそのためである。ただし、これらに対する対応の仕方も、府県によって必ずしも一様ではない」と述べる。
- 29) 前掲注(16)『滋賀県市町村沿革史』451頁以下、647頁以下、『滋賀県年表』(弘文堂、1986年) 1頁以下『滋賀県史・第4巻』(弘文堂、1986年) 1頁以下、滋賀県市町村沿革史編さん委員会『滋賀県市町村沿革史・第6巻』(弘文堂、1988年) 133頁以下、東近江市『永源寺町史・通史編』(2006年) 727頁以下、東近江市『愛東の歴史・第3巻本文編』(2010年) 25頁以下参照。
- 30) 井戸庄三「明治初期の大区小区制の地域性について」『歴史地理学』123号(1983年) 12頁。
- 31) 井戸・前掲注(18) 434頁【第3表 明治6-10年合併件数・合併申請件数の年次別変化】参照。
- 32) 前掲注(16)『滋賀県市町村沿革史』654頁以下。
- 33) 福島・丹羽編・前掲注(14) 115頁。
- 34) 井戸・前掲注(18) 437頁は、明治12年当時の期の町村合併は、第1期〔明治6-8年〕合併時の便宜主義的合併促進の欠陥が暴露し、その事態收拾のためやむをえざる合併であったといってもよい、と述べる。
- 35) 大森佳一 編『自治民政資料』[本編] 選挙肅正中央聯盟、昭15. 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1441016> (参照 2024-05-14) 大森佳一編『自治民政資料』(767-233)(1940年) 86コマ。
- 36) 茂木洋一「三新法成立過程に関する一考察」『一橋研究』6巻4号(1981年) 88頁によると、民費問題の解決という課題を包含することで区画問題に止まらない包括的な地方制度改革の早急の実現が要請される中で複合的な地方行政概念が成立したことを指摘する。
- 37) 前掲注(16)『滋賀県市町村沿革史』461頁以下。